

1	令和 8 年度 第 3 回厚真町農業委員会総会議事録
	令和 8 年 6 月 30 日（金） 午前 9 時 00 分から
2	令和 8 年度 第 3 回厚真町農業委員会総会を総合ケアセンターゆくり 介護学習室に招集する。
3	出席委員 14 名（定員 14 名） 会長 14 番 小谷和宏 職務代理 13 番 高橋有悦 委員 1 番 早坂信一 2 番 岡嶋修司 3 番 藤本裕一 4 番 上田輝美 5 番 中島純一 6 番 中島広幸 7 番 長谷川和司 8 番 斉藤 仁 9 番 澤田和博 10 番 工藤英暢 11 番 安田久美子 12 番 米澤慶一
4	議事日程 第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会期の決定 第 3 諸般の報告 第 4 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 第 5 農業者年金業務報告 第 6 報告第 1 号 各諸証明の発行 第 7 報告第 2 号 農用地あっせん 第 8 議案第 1 号 現況証明 第 9 議案第 2 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第 10 議案第 3 号 農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請 第 11 議案第 4 号 厚真町農業振興地域整備計画の変更 第 12 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査、奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和 8 年度 第 3 回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14 名中 14 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午前 9 時 5 分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長	それでは、上田委員、中島純一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長	日程第２ 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日１日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第３ 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第４ 「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局から、説明をお願いします。
事務局(石間主査)	お手元の「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 農業委員会では、毎年「最適化活動」の点検・評価を行い、知事等へ報告することが義務付けられております。 本日は要点を絞ってご報告いたします。 Ⅰ 農業委員会の状況について 昨年度と同様のため、説明を割愛させていただきます。 Ⅱ 最適化活動の実施状況 ここでのいう「最適化活動」とは、担い手となる農業者への農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進につながる活動を指します。 １. 最適化活動の成果目標 (１) 農地の集積 令和１２年度の目標を９２％とし、令和７年度は、新規集積面積、つまり地主や小規模な農業者から町の中心的な農業者へ新たに農地を賃貸・売買する面積を１２７ha、集積率を８７．４％と設定いたしました。 これに対し令和７年度の実績は、新規集積面積が７ha、累積の集積面積が４，７５０ha、集積率は８５．３％となっております。 点検結果としましては、農地の流動化は活発に行われましたが、もともと集積率が高水準であるため、目標達成には及ばなかったと評価しております。 (２) 遊休農地の発生防止・解消 本町において遊休農地は発生していないため、報告は割愛いたします。 (３) 新規参入の促進 目標は、新規参入者への農地の貸付等を４７haとしております。なお、この数値は過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上から算出しております。 これに対して実績は５．３haとなりました。 点検結果としましては、新規参入者は５名確保できましたが、いずれも労働集約型の営農形態であるため、面積目標を下回る結果となったと評価しております。 ２. 最適化活動の活動目標 (２) 活動強化月間の設定 目標３回に対し、実績は農地パトロールの１回のみとなっております。 (３) 新規参入相談会への参加 目標１回に対し、実績は０回となっております。 これらを踏まえた「目標の達成状況」についてですが、農業委員全体の最適化

	活動日数や、担当地区ごとの新規農地集積等の結果をポイント化して整理したところ、目標に対して「期待どおりの結果」が得られております。 一方で、推進委員等の点検結果については、14名全員が「期待をやや下回る」評価となっております。これは、本町の高い集積率と遊休農地がないという背景上、ポイントが加算されにくい構造にあることが主な要因となっております。 1 ページおめくりください。 Ⅲ 事務の実施状況 1. 総会・部会の開催実績 総会 12 回のほか、後継者対策事業のため農政部会を 3 回開催しております。 2. 農地法第 3 条に基づく許可事務 1 年間の処理件数は 28 件、うち許可が 27 件です。不許可の事例は、■■さんと■■さんの賃貸案件となります。 標準処理期間および処理平均期間は、ともに 15 日です。 3. 農地転用に関する事務 市町村長から農業委員会へ事務委任がなされており、4ha 以下の農地転用につきましては、厚真町農業委員会で許可を行っております。 なお、令和 7 年度は 4ha をこえる農地転用案件がありませんでしたので、実績は 0 件です。 4. 違反転用への対応 違反転用は 0 件です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第 5 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 6 月分の処理状況でございますが、 受付番号 51～52 番 死亡関係届出書 2 件 受付番号 53 番 農業を営む者でなくなったことの届 2 件 受付番号 54 番 保険料還付金振込先申出書 1 件 受付番号 55 番 被保険者資格喪失届出書 1 件 受付番号 56 番 特例付加年金裁定請求書 1 件 以上の通り処理しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第 6 報告第 1 号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 1 ページをお開きください。 報告第 1 号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和 8 年 6 月 30 日提出 厚真町農業委員会会長 証明番号 7 番 現況証明 1 件を記載の通り発行しております。

	申請人につきましては、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第1号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第7 報告第2号 「農用地あっせん」1～2番及び4～5番を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	報告第2号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和8年6月30日 厚真町農業委員会会長 1番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和8年5月20日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 中島広幸委員長、澤田委員、上田委員を令和8年5月29日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在○○番以下記載のとおりです。 地目 田 地積 23,352 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年6月19日 2回で成立しています。 続いて2番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和8年3月3日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 斉藤委員長、工藤委員、岡嶋委員を令和8年3月31日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在 ○○番○以下4筆記載のとおりです。 地目 記載の通り。 地積4筆合計 22,878 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年6月15日 1回で成立しています。 続いて4番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和8年3月23日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員長、高橋職務代理、早坂委員を令和8年3月31日の総会で指名しております。 所在 ○○番○以下4筆記載のとおりです。 地目 記載の通り。地積4筆合計 57,677 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年6月18日 不成立となっています。 続いて5番 申出人 ○○市 ■■ 申出日 令和8年4月13日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 長谷川委員長、工藤委員、岡嶋委員を令和8年4月30日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下2筆記載のとおりで、対価○○円 地目 記載の通りでございます。 地積2筆合計 25,230 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年6月18日 1回で成立しています。 以上で説明を終わります。

議長	事務局の説明が終わりました。ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1 番を中島広幸委員お願いします。
中島広幸委員	これまでも■■さんの他の土地を■■さんが購入してしまして、これが最後の売買ということで、■■さんが少しでも高くということで若干食い違いがありまして、2 回で成立となりました。 一筆で 23,352 m ² とまとまっていることと、基盤整備が終わっていますので、若干高いですが〇〇円ということで決まりましたので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 2 番を斉藤委員お願いします。
斉藤委員	ここは〇〇の土地と貸付けタイプでの売買を予定していましたが、公社の判断により、〇〇地番は即売りタイプでの売買となりました。 この土地は異形でありまして、基盤整備をまだ行なっていませんので、この価格となりました。
議長	ありがとうございます。続いて 4 番を米澤委員お願いします。
米澤委員	両者賃貸借契約を結んでいましたが、■■さんの方から売りたいと申出がございました。 面積から見て〇〇万円を超えることから、■■さんの方から貸付けタイプを利用したいとございましたので、不成立となっています。
議長	ありがとうございます。続いて 5 番を長谷川委員お願いします。
長谷川委員	両者は親戚関係でいと同じ土になります。 以前、■■さんの親が住んでいた土地なんですけども、亡くなって以降はずっと■■さんが賃貸していました。 ■■さんも高齢となり、農地を処分したいということで、■■さんに売買という形になりました。 売買価格が〇〇円と高めですけども、お互い納得している価格ですので、この金額で決定しましたので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第 2 号 1～2 番及び 4～5 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 2 号「農用地あっせん」1～2 番及び 4～5 番については、報告のとおりといたします。
議長	次に、報告第 2 号「農用地あっせん」3 番を議題といたします。本件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、早坂委員は退席をお願いいたします。
早坂委員	【退席：午前 9 時 21 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	3 番 申出人 〇〇市 ■■ 申出日 令和 8 年 4 月 22 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員長、安田委員、高橋職務代理を令和 8 年 4 月 30 日の総会で指名しております。なお、あっせん時は職務代理のご都合の関係で、中島純一委員に出席いただきました。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在 〇〇記載のとおりです。 地目 田でございます。地積 40,848 m ² 相手方 〇〇 ■■ あっせん月日 令和 8 年 6 月 17 日 1 回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて、補足説明を求めます。 あっせん委員を代表しまして、米澤委員お願いします。

米澤委員	■■さんは〇〇の■■さんの娘さんになります。 これまで賃貸借契約を結んでいましたけども、この度、売買の申出がございました。 価格は〇〇円を超えていますけども、申出人が〇名いるということで、〇名に均等に配分されるということで、控除が使えますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第2号3番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第2号「農用地あっせん」3番については、報告のとおりといたします。
早坂委員	【着席：午前9時23分】
議長	日程第8 議案第1号「現況証明」についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書3ページをお開きください。 議案第1号 現況証明について 次のとおり現況証明願があったので提出する。 令和8年6月30日提出 厚真町農業委員会会長 1番 所在 〇〇番〇 記載の通りでございます。 公簿地目 畑 申請現況 原野。 農業委員3名との現地確認の結果、判定は原野の非農地と判定しています。 地積 1,378 m² 願出人・所有者 〇〇 ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料1ページをご覧ください。 1ページ目に申請地位置図。2ページ目に地番図。続いて3ページ目に写真図でございます。4ページ目をご覧ください。現地写真になります。 安田委員、中島純一委員、藤本委員で現地確認を行い、申請地は非農地と判断しております。 続いて2番 所在 〇〇番〇 以下7筆記載の通りでございます。 公簿地目 7筆記載の通りでございます。 申請現況 記載の通りでございます。 農業委員3名との現地確認の結果、記載の通り判定しています。 地積 7筆 81,574 m² 願出人・所有者 〇〇 ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 こちらは農地部分につきましては、今後、公社との貸付けタイプで売買を予定しているところで、現況地目に登記地目を合わせる必要があるため、議案に付議しています。 説明資料5ページをご覧ください。 5ページ目に申請地位置図。6ページ目及び7ページ目に地番図。続いて8ページ目から11ページ目に写真図及び現地写真でございます。 工藤委員、長谷川委員、岡嶋委員で現地確認を行い、申請地は申請現況通りと判断しております。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。安田委員をお願いいたします。

安田委員	藤本委員、中島純一と現況調査をしてきました。 説明資料の４ページを見てください。 公簿地目が畑となっていますが、長年作付けされておらず、石がかなりありまして、原野として判定していますので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて２番を工藤委員お願いします。
工藤委員	事務局の説明通りですが、６月２３日に長谷川委員と岡嶋委員で現地確認してきました。 ５月２５日にも公社と事務局で確認をしているということですので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、議案第１号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
米澤委員	２番の件ですけれども、〇〇番〇の公簿が畑という点で、現況が田で判定も田にするということは、昔は良かったのかもしれませんが、現在であれば、勝手に水を張っているところを田んぼと見ることにについて問題ないでしょうか。
事務局(奥井主事)	ここは水田活用直接支払交付金を受けている農地で、現況も田であるため、田として判定して問題ないと考えています。
早坂委員	〇〇番〇については公社との売買から外れるということによろしいでしょうか。
事務局(奥井主事)	非農地での売買になります。
議長	ほかなにかありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。 それでは、議案第１号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第１号「現況証明」は、原案のとおり可決されました。
議長	日程第９ 議案第２号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書４ページでございます。 議案第２号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第１８条第６項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第１８条第１項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和８年６月３０日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第１８条第１項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の６カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。

事務局(奥井主事)	本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○以下 2 筆記載のとおりでございます。 面積 2 筆合計 24,389 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 1 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 1 日でございます。 2 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○以下 3 筆記載のとおりでございます。 面積 3 筆合計 35,261 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 1 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 1 日でございます。 3 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○以下 5 筆記載のとおりでございます。 面積 5 筆合計 40,283 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 10 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 30 日でございます。 本件については、書面による合意解約であることが明らかであり、かつ、合意成立日から 6 ヶ月以内に農地の引渡しが行われることが確認できたため、農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当し、同項の許可を要しないものと認められます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 10 議案第 3 号 「農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 5 ページでございます。 議案第 3 号 農地中間管理機構による農用地の買入の協議に係る町長に対する通知要請について 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づき、あっせんを受けたい旨の申し出のあった下記の農用地について、農地中間管理機構、公益財団法人北海道農業公社による買入れが必要であると認められるので、厚真町長に対し、同条第 2 項による通知をするよう要請することについて委員会の可否を求めます。 令和 8 年 6 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。

事務局(奥井主事)	まず、本議案でいう買入の協議とは、公社の農地売買等事業の貸付タイプを利用する際の手続きとなります。 買入協議では、農業委員の立会いのもと、公社に購入してもらう額を決めて頂くこととなります。 今後の総会で公社と各案件の売買の案件が上がる予定でございますが、その際の、売買価格は買入協議で決まった額となるということでございます。 本文に戻ります。 1 番 申出人 ○○ ■■ ○○番○以下 4 筆。面積 4 筆合計 57,677 m²でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 3 号「農地中間管理機構による農用地の買入の協議に係る町長に対する通知要請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 11 議案第 4 号 「厚真町農業振興地域整備計画の変更」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書の 6 ページをご覧ください。 議案第 4 号 厚真町農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域整備計画でございますが、農業振興地域の制度に関する法律に基づきまして、市町村が作成する計画となっております。 この計画につきましては、農業として利用すべき土地の区域を農地区域と設定し、総合的に農業の振興を図るために必要な政策を計画的に推進することを目的に定めた計画でございます。 この計画を変更する場合には、関係機関の意見を聴取しなければならないということで、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、共済組合、森林組合の意見を聴取することとなっております。 本文に戻ります。 厚農業号をもって厚真町長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので提出する。令和 8 年 6 月 30 日提出。厚真町農業委員会会長。 1 番、変更にかかる土地 ○○番○。 面積合計 2,544 m²。現況地目 畑 変更に係る事業計画でございますが、計画者及び所有者 ○○ ■■。 整備計画変更の理由につきましては、農振農用地の指定を受けていなかったが、現状、畑として耕作して農地利用を行っている。 今後、継続的に農地利用することから、編入を願うものである。 変更後の用途区分は農用地でございます。 説明資料 13 ページをお開き下さい。こちら 13 ページから 19 ページまでが厚真町が作成した厚真町農業振興地域整備計画案の資料一式となっております。 まずは、説明資料 16 ページをお開き下さい。 こちらの赤枠部分を農振農用地へ編入いたします。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 4 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号「厚真町農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 12 議案第 5 号 「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。 初めに所有権移転関係 貸付タイプに係る案件について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 7 ページをお開き下さい。 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 8 年 6 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書 8 ページでございます。 初めに貸付けタイプの案件でございます。 こちらは買入協議を行い促進計画を作成したものになります。 こちらは〇〇万円までの控除となり、今後の総会で、公社と買い手との賃貸借の議案を付議いたします。 1 番 受け手 北海道農業公社 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 12 筆記載のとおりでございます。 地積 12 筆合計 80,613.37 m²でございます。 所有権移転時期 令和 8 年 7 月 7 日 対価〇〇円 反当 田〇〇円 〇〇地区の畑が〇〇円、〇〇地区が〇〇円でございます。 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は〇〇円でございます。 対価の支払い期限は令和 8 年 8 月 14 日までで、予定支払い日は 7 月 31 日でございます。 2 番 受け手 北海道農業公社 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 4 筆記載のとおりでございます。 地積 4 筆合計 101,939 m²でございます。 所有権移転時期 令和 8 年 7 月 7 日 対価〇〇円 反当田〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は〇〇円でございます。 対価の支払い期限は令和 8 年 8 月 14 日までで、予定支払い日は 7 月 31 日でございます。 3 番 受け手 北海道農業公社 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。

	地積 36,533 m²でございます。 所有権移転時期 令和8年7月7日 対価〇〇円 反当 田〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は〇〇円でございます。 対価の支払い期限は令和8年8月14日までで、予定支払い日は7月31日でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 所有権移転関係 貸付タイプに係る案件につきまして、地区担当委員の意見を求めます。初めに1番を米澤委員お願いいたします。
米澤委員	〇〇の畑については、〇〇の■■■さんが借受け、〇〇の畑については、〇〇の■■■さんが借受けることでございます。 対価の関係で、畑の〇〇円と〇〇円と差がございますが、〇〇地区は条件の良い畑のため、この価格となっています。
議長	ありがとうございます。続いて2番を藤本委員お願いします。
藤本委員	前回のあっせんの際に、■■■さんの方から貸付けタイプを利用したいということで今回成立したんですけども、対価についても面積が大きいため高額なんですけども、基盤整備も終わって年数経っており、以前からの管理もあまり良くなく、原状が荒れているということで、良いところと悪いところで金額をならしていますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて3番を斉藤委員お願いします。
斉藤委員	こちら■■■さんの方から貸付けタイプを利用したいと申出がございました。 対価の方ですけども、2年から3年に一度、客土や整地を行わないといけな地盤が少し緩い土地でして、みずじりであるというため、地区の平均よりも低めの価格となっていますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第5号 所有権移転関係 貸付タイプに対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第5号 所有権移転関係貸付タイプについて起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係 貸付タイプ」については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて所有権移転関係 即売タイプに係る案件について事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書9ページでございます。 1番 受け手 〇〇 ■■■ 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。 地積 23,352 m²でございます。 所有権移転時期 公告日 対価 〇〇円 反当 田〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は受け手は〇〇円。出し手は〇〇円でございます。 対価の支払い期限は受け手が令和8年9月4日まで中間管理機構は9月18日まででございます。 2番 受け手 〇〇 ■■■ 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下4筆記載のとおりでございます。

	地積 4筆合計 22,878 m²でございます。 所有権移転時期 公告日 対価〇〇円 反当 田〇〇円 畑〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は受け手は〇〇円。出し手は〇〇円でございます。 対価の支払い期限は受け手が令和8年9月4日まで中間管理機構は9月18日まででございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 所有権移転関係の即売りタイプに係る案件につきましては、先ほど報告第2号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第5号 所有権移転関係 即売りタイプに対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第5号 所有権移転関係 即売りタイプについて起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係 即売りタイプ」については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書10ページでございます。 1番 受け手 〇〇 ■■■ 出し手 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下6筆記載のとおりでございます。 地積 6筆合計 42,016 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8.7.17～R11.3.31 まででございます。 借賃 〇〇円で 単価は記載のとおりでございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 1番を安田委員お願いいたします。
安田委員	〇〇番〇の1筆のみ■■■さんが作付けしていましたが、2年前から体調が悪くなり、■■■さんをお願いしていましたが、今回4ページの合意解約した地番と合わせて賃貸借することになりましたので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第5号 賃貸借関係に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第5号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案賃貸借関係については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋職務代理)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和8年度第3回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前10時5分閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長（小谷和宏）

署名委員（上田輝美）

署名委員（中島純一）
